

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)
B

[設問1]

第1 CのBに対する既払代金2,000万円の返還請求

1 BC間の売買契約(555条)は、その契約暗黙である2023年3月1日に甲がAの所有物であったから他人物売買(561条)であるが、このような契約も有効である。しかし、2026年4月20日にAC間で甲の売買契約が締結され、甲がBに引渡義務が履行不能(412条2第1項)に陥ったとして、CはBに対して無催告解除(545条1項1号)に基づき原状回復措置(545条1項)として既払代金2,000万円の返還を請求しているが、認められるか。

2 無催告解除の要件は、①債務の存在、②債務が履行不能であること、③解除の意思表示、④債権者に帰責事由があること(545条)である。

3 本件では、BC間で2023年3月1日に甲の売買契約が結ばれ、Bには甲の引渡し及びCの所有権移転登記手続義務という債務があった(①充足)。そして、2026年4月20日にAからCの甲の所有権移転登記が履行されたことでBの債務は履行不能となった(②充足)。また、CはBに対して2026年4月25日に解除の意思表示をしている(③充足)。加えて、Bの履行不能は、BがAとの交渉に失敗し、なおかつ3,000万円未満での買取にこだわったことで、甲の引渡しを求められなかったこと、おそれたCがAとの直接交渉に乗り出して成功したことによる。Bが速やかにAとの交渉をまとめられれば履行不能となることはなかったものであり、少なくともCに帰責事由はない(④充足)。したがって、Cによる無催告解除は認められる。

4 次に、BC間の契約が解除されたため、CがBに2,000万円の返還を請求した場合に、Bは引渡しした甲の返還を原状回復措置の~~一部として~~として求めることが考えられる。しかし、甲は元々Aの所有物であり、2023年4月5日にAB間の甲貸借

借契約(601条)もBからの異議なく解除されているから、他人
 物売買の売主であるBには甲の返還を請求する正当な利益が
 なく、~~認められ~~甲の引き渡しは認められる。ゆえに、BC間
 の売買契約解除による原状回復措置としては、BがCに
 2,000万円を返還するのみとなる。

よって、Cの請求は認められる。

第2 CのBに対する1,500万円の損害賠償請求

1 Cは、Bの契約債務不履行により、~~多額~~甲の入手のために
 多額の費用を支払ったとして、1,500万円の損害賠償を請
 求しているが認められるか。

② 契約の解除によって損害賠償請求は妨げられない(545
 条4項)。そこで、Cは、Bに対して、債務不履行による損害賠
 償(415条1項)を請求する。

2 債務不履行による損害賠償が認められる要件は、①債務
 の存在、②履行不能であること、③債権者に損害が発生した
 こと、④②と③の因果関係、⑤債務者に責任事由がある
 こと、である。

3 本件では、①と②は第1の2で前述の通り認められる。
 また、Bの債務不履行がなければCは内金2,000万円と残金
 1,000万円の合計3,000万円を甲を入手できていたはずであり、
 それより高い3,500万円を甲をAから買うことになったため、
 差額は損害である(③充足)。そして、Bの債務不履行が損害
 の原因であることは明らかなので因果関係もある(④充足)。
 加えて、BがAとの交渉をうまくまとめAから甲の引き渡しを
 受け、Cに甲を引き渡していれば損害は発生しなかったから、Bに
 責任事由はない(⑤充足)。したがって、CのBに対する損害
 賠償請求は認められる。

4 ただし、損害の範囲(416条1項)については、通常生じるべき
 損害に限られ、~~現状~~を債務不履行がなかったときと
 能と現在の状態の差を金銭評価した部分が「差額」と

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

して通常生ずる被害となる。

本件では、債務不履行が行われたCは3,000万円を甲を入金できていたのであり、現在の状態は3,500万円を甲を入金したのであるから、差額を金銭評價すれば500万円である。

5 よって、CのBに対する損害賠償請求は、500万円の範囲で認められる。

【設問2】

1 Aは、Cに対して、BC間の甲売買契約の残代金1,000万円をAに直接支払うことを請求しているが、認められるか。

10 2 まず、BC間の甲売買契約は他人物を債であるから、BはAから甲を取得してCに引き渡す債務を有している。そのため、AがCに対して行った追返の通知は、Bの債務の履行に準じ、2006年4月10日時点で甲がCの占有下にあることから、BがAから甲を取得する債務を履行したのと同様の効果がある。

15 次に、Cの残金1,000万円支払いについては、所有権移転登記と同時に進行する契約となっている。そのため、所有権移転登記は、まずAからBに行われ、続いてBからCに行われる必要がある。これを中間であるBを省略しAからCに直接移転する代わりにAがCに代金残金支払を済ませることは許されるか。

20 中間省略登記は、登記手数料削減などの理由から行われることがあり、現在の所有権帰属については誤っていないことから、認められるとも思える。しかし、このような中間省略登記を認めると、権利変動の履歴が実態と乖離することとなる。しかも、省略された中間者が将来的に解除の意思表示などをする際に不都合も生じうる。さらに、登記は公示機能という公益的機能をもつが、そのような公益的機能

も害されることがある。ゆえに、~~正に中間者~~ 中間者略
登記は認められない。

3 LTに於て、AがCに対して、所有権移転登記手続と引換え
に現金100万円を直接Aに支払うように請求することは
認められない。

4 Aは、^BAから^C甲の所有権移転登記を被代位移転
(423条1項)として、CからAに現金を直接支払うように
請求すること(423条の3)も考うるが、AB間に売買契
約が成立していない以上、~~A~~ Aには被代位権がなく、
このように請求を認める余地もない。

以上

弁護士 鷹合 宣宗

①：要件を列挙したうえで、各要件該当性を検討するという書き方は、採点者からしても読みやすく、非常に好印象です。時間との兼ね合いで、問題によっては難しくなるかもしれませんが、できる限りこのような書き方をしていただければと思います。

②：本問で問われているのは、CからBに対する請求が認められるか否かですので、Bの請求の当否を記載するのは、基本的には余事記載となります。もちろん、同時履行の抗弁等が考えられる場合には記載を要することもあります。いずれにしても、問われている請求が認められるか否かを記載したあとに書くべき事項だと思います。本試験の時間の制約の中では、余事記載を書かないということも重要な能力になりますので、答案構成の段階で記載の要否は検討するようにしてください。

③：出題趣旨によれば、本問では、他人物売買の場合において、真の所有者が追認した場合の実体法上の効果が問われています。また、「所有権移転登記手続と引換えに」とは記載されていますが、基本的なAの請求は、Cに対する残代金1000万円の支払請求です。その点に着目できれば、中間省略登記の許否ではなく、追認の効力について、適切な記載ができたかと思います。（もっとも、本問の問われ方では、このような思考をしてしまうのも仕方ないと思います。）

※全体を通しての評価

全体的に分かりやすく記載されており、読みやすかったです。出題趣旨から外れるところもあったかもしれませんが、基本的には問われていることに素直に答える意識を持ってもらえればと思います。